

岐 阜 労 働 局

令和7年6月30日発表

担 当	労 働 基 準 部	監 督 課
	監 督 課 長	平林 健生
	監 察 監 督 官	梅田 健貴
	電 話	058-245-8102
	夜 間	058-206-4102

令和6年の監督指導、申告処理及び司法処分の状況について

～監督指導では6割を超える事業場で違反～

岐阜労働局（局長 原田浩一）は、令和6年に県内の7つの労働基準監督署（以下「監督署」）が実施した監督指導^{（※）}と司法事件の結果を取りまとめましたので、公表します。

1 監督指導の状況

- (1) 令和6年は県内 3,436 の事業場に対して監督指導（定期監督等及び申告監督）を実施し、このうち、2,232 事業場（65.0%）で法令違反が認められた。
- (2) 労働者からの法違反の申告を受けて、309 事業場に対して申告監督を実施したところ、232 事業場（75.1%）で法令違反が認められた。主な申告事項はグラフ2のとおり。

2 主な違反事項（別紙のとおり）

3 司法事件の状況

- (1) 法違反の内容が重大又は悪質な事案 23 件を検察庁に送検した。法令別送検件数は労働基準法等違反 10 件、労働安全衛生法違反 13 件となっている。主な項目別送検件数はグラフ3のとおり。
- (2) 業種別では、製造業が7件、建設業が4件、運輸交通業2件、その他の業種が8件となっている。

4 主な送検事例（別紙のとおり）

5 岐阜労働局の対応

事業活動の活発化などに伴い一部で過重労働が懸念されるため、過重労働が疑われる事業場に対して重点的に監督を実施します。また、休業4日以上労働災害は近年増加傾向にあることから、監督指導の実施により労働災害防止のさらなる徹底を図ります。重大・悪質な事案については、引き続き、司法処分を含め厳正に対処します。

（※）労働基準監督官が、労働基準法等に基づき事業場に立ち入るなどによって調査を行い、法違反等の是正指導、使用停止等処分を行うもので、定期監督等（計画に基づく監督、災害時の監督、法違反の是正を確認するための監督）、申告監督（労働者等からの法違反の申告に基づく監督）があります。

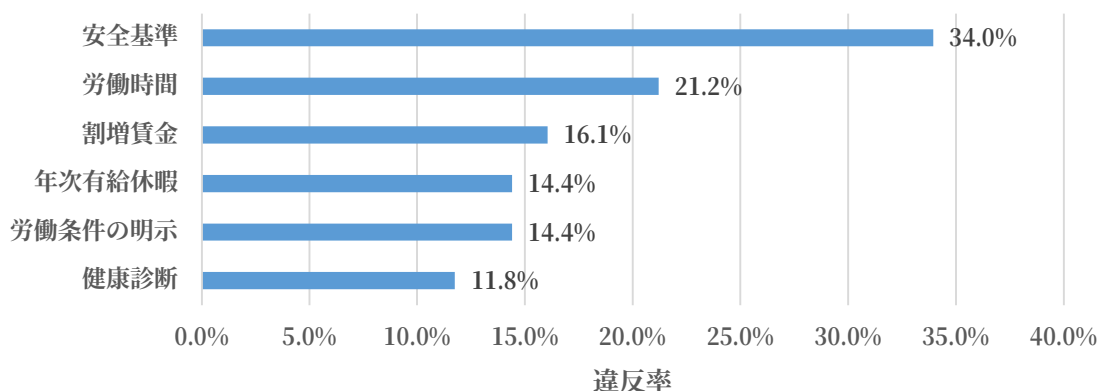
1 監督指導の状況

(1) 令和6年の監督指導結果

令和6年、岐阜県内の7つの労働基準監督署は、県内3,436の事業場に対して監督指導（定期監督等及び申告監督）を実施し、このうち、2,232事業場（65.0%）で法令違反を確認し、改善指導を行った。

労働者からの申告に基づき、309事業場に対して申告監督を実施したところ、232事業場（75.1%）で法令違反が認められた。

(2) 令和6年の主要違反事項【グラフ1】

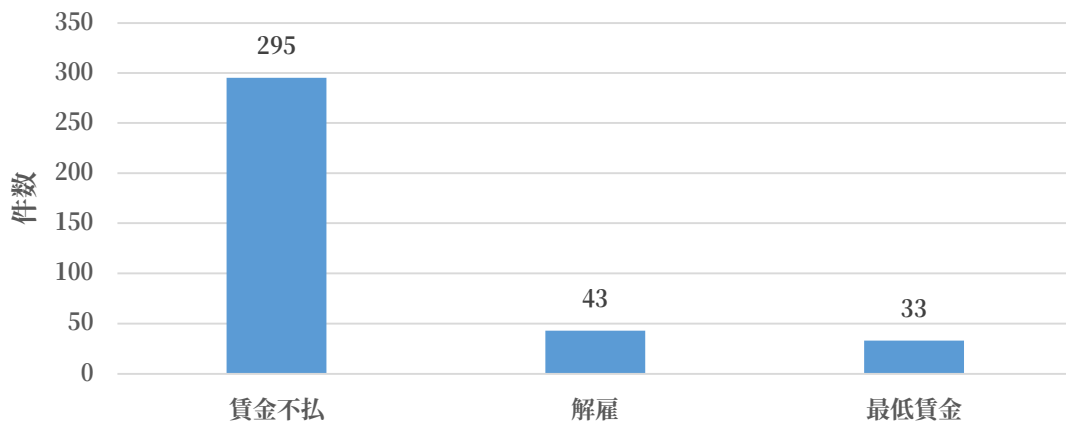


典型的な主要違反事項は以下のとおり。

- ① 安全基準 34.0%
 - ・機械への巻き込まれのおそれがある可動部分に覆い、囲いなどの接触防止のための安全装置を設けていなかった。
 - ・高所作業において、手すり、覆いなどの墜落防止設備等を設けていなかった。
 - ・機械の刃部の掃除等の際に機械を停止していなかった。
- ② 労働時間 21.2%
 - ・時間外労働休日労働に関する協定届（36協定という）を所轄労働基準監督署長に届けることなく時間外労働を行わせた。
 - ・36協定で定める上限を超えて時間外労働を行わせた。
- ③ 割増賃金 16.1%
 - ・時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数に対して法定の割増賃金を支払わなかった。
 - ・固定残業手当で支払われる時間外労働の時間を超えて労働させたにもかかわらず、超過した分の時間外手当を支払わなかった。

- ④ 年次有給休暇 14.4%
 - ・年 10 日以上年次有給休暇を付与されている労働者に対して年間 5 日以上取得させていなかった。
- ⑤ 労働条件の明示 14.2%
 - ・労働契約の締結に際して労働者に対して書面を交付する方法等により労働条件を明示しなかった。
- ⑥ 健康診断 11.8%
 - ・定期健康診断を年 1 回実施していなかった。
 - ・健康診断有所見者の結果について医師に意見聴取していなかった。

(3) 令和 6 年の主な申告事項【グラフ 2】



典型的な申告事項は以下のとおり。

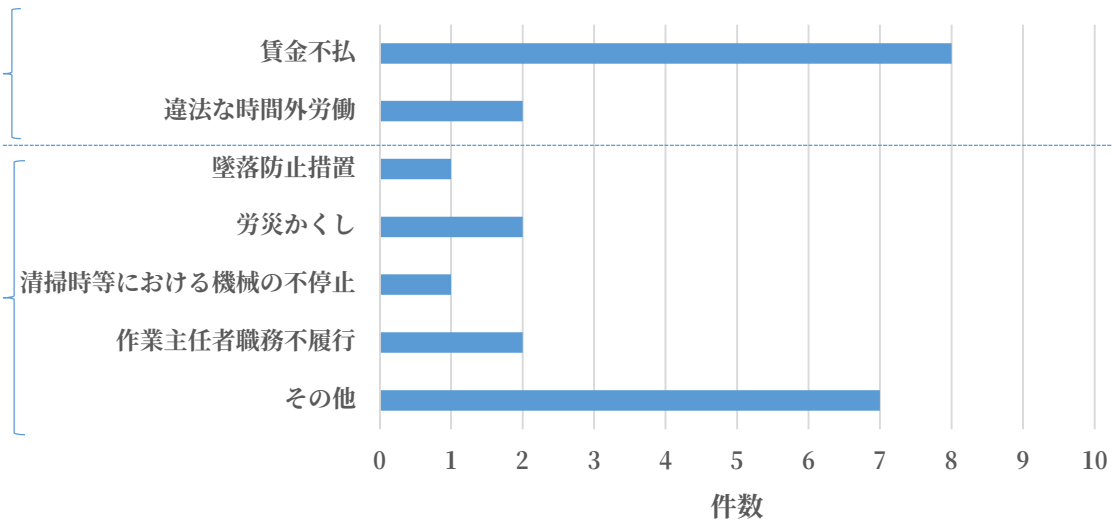
- ① 賃金不払
 - ・経営不振を理由に賃金の全部又は一部を支払期日に支払わなかった。
 - ・時間外労働、休日労働、深夜労働に対して割増賃金を正しく支払わなかった。
 - ・退職金規定に基づく退職金を支払わなかった。
- ② 解雇
 - ・解雇を行うに際して 30 日以上前に予告を行わなかった。
- ③ 最低賃金
 - ・岐阜県最低賃金額（1 時間 1,001 円（令和 6 年 10 月 1 日以降））以上の賃金を賃金支払期日に支払わなかった。

2 司法事件の状況

(1) 令和 6 年の送検件数

令和 6 年の送検件数は 23 件となった。法令別送検件数では、労働基準法等違反 10 件、労働安全衛生法違反 13 件と、業種別送検件数では、製造業 7 件、建設業 4 件、運輸交通業 2 件、その他の業種 8 件となっている。

(2) 令和6年の主な項目別送検件数【グラフ3】



3 送検事例

令和6年に送検した代表的な事例は以下のとおりである。

【事例1：賃金不払】

使用していた労働者2名に対して3か月分の賃金を支払わなかったもの。

【事例2：違法な時間外労働】

労働者3名に対し、違法な時間外労働を行わせたもの。

【事例3：墜落防止措置】

スレート屋根上で労働者に作業を行わせるにあたって、踏み抜きによる危険があったにもかかわらず、歩み板を設け、防網を張る等、墜落防止措置を講じなかったもの。

【事例4：事前調査（その他）】

建物の解体作業を行うにあたって、解体作業前に石綿の事前調査を実施しなかったもの。

【事例5：清掃時等における機械の不停止】

労働者に機械の不具合を解消するための調整作業を行わせるにあたって、機械の運転を停止させるなど、機械による危険を防止するために必要な措置を講じていなかったもの。